

期 日 令和5年3月30日
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

令和5年 第3回

増毛町農業委員会総会議事録

増毛町農業委員会

令和5年第3回農業委員会総会議事録

令和5年3月30日第3回増毛町農業委員会総会を増毛町役場3階委員会議室に招集した

	開会 午後 1時30分
1	<p>付議事項</p> <p>開会及び会議宣言</p> <p>日程1、 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程2、 会議書記の指名について</p> <p>日程3、 議案第10号 別段の面積（下限面積）の廃止について</p> <p>日程4、 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>日程5、 議案第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の許可について</p> <p>日程6、 議案第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の許可について</p> <p>日程7、 議案第14号 増毛町農用地利用集積計画に対する意見について</p> <p>日程8、 議案第15号 農用地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて</p> <p>日程9、 その他</p>
2	委員定数11名
3	<p>出席委員10名</p> <p>1番 木谷辰彦、2番 佐藤健一、3番 森木信廣、4番 大沼清人、</p> <p>5番 大嶋紀之、7番 松倉利幸、8番 大嶋利幸、9番 前野憲和、</p> <p>10番 嘉門宏美、11番 仙北清孝</p>
4	<p>欠席委員 1名</p> <p>6番 仙北要</p>
5	<p>議事録署名委員</p> <p>5番 大嶋紀之 委員</p> <p>7番 松倉利幸 委員</p>
6	<p>説明のために会議に出席したるもの</p> <p>局長 若林利行、次長 佐藤幸喜、係 宮崎勉</p>
7	<p>本会の書記次のとおり</p> <p>係 宮崎勉</p>
局長	<p>それでは、只今から令和5年第3回増毛町農業委員会総会を開催します。</p> <p>開催にあたりまして会長よりご挨拶を頂きます。</p>
会長	<p>3月30日ということで、2023年、令和5年も3ヶ月があつという間に過ぎてしまいました。この間私は個人的に何かをやっていたのかなと言うと、何か分からないうちにもう3月末になってしまいました。天気も大変良く、雪解けの方も進みまして、3月に入ってからほとんど積雪が無く、どんどん融雪が進んでいるという状況でございます。去年の景色は、ちょっと思い出せませんが、まだまだ雪があったんじゃないかなと思っております。私の居る暑寒沢でも、雪の方はほとんど半分くらいが消え、残っている部分はもう10cm、15cmという感じかなと思っております。例年になく融雪が進みまして、聞く便りによりますと、東京の方の花も桜の花がかなり</p>

	<p>早い平年よりもかなり早い日数で咲き始めてということでありまして、青森県でもりんごの発芽がかなり進んでいるということになっていまして、このままですと増毛も例外なく、相当早い生育になるのかなと思っております。私の経験からいいますと、あまり生育が早いと、霜の被害のリスクが高まるということで、天気の良いのでポカポカなんですけれども、ちょっと気持ちの方が晴れないようになっておりますけれども、人間の出来ることは殆どありませんので、そういう事態に備えながら毎日の農作業を励んでいるわけで、皆さんも同じ気持ちでいると思っております。また、これから年度が替わりますけど、皆様方におかれましては農作業の安全、怪我の無いように無事に過ごされることを願ひまして、あいさつに代えさせて戴きます。</p> <p>本日はよろしくお願ひいたします。</p>
局長	<p>ありがとうございます。</p> <p>農業委員会会議運営規則第6条の規定による過半数に達しております。</p> <p>それでは増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規定により、以降の議事進行は会長にお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、それでは令和5年第3回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>日程1、農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は5番大嶋紀之委員、7番松倉委員にお願ひします。</p> <p>日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には宮崎勉君を指名します。</p> <p>なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命いたします。</p> <p>日程3、議案第10号「別段の面積(下限面積)の廃止」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい、議案第10号「別段の面積(下限面積)の廃止」について平成31年施行の別段の面積(下限面積)について次のとおり廃止する。令和5年3月30日提出、増毛町農業委員会会長。</p> <p>【議案第10号説明】</p>
議長	<p>はい、事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか？</p>
各委員	<p>【ありません】の声</p>
議長	<p>それでは議案第10号について採決いたします。賛成の方は挙手願ひます。</p>
各委員	<p>【多数の挙手】</p>
議長	<p>挙手多数。よって議案第10号については原案どおり可決されました。</p> <p>日程4、議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」本議案につきましては***が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席いたします。その間の議長につきましては、増毛町農業委員会会議運営規則第17条第1項の規定により【**職務代理】が行います。</p> <p>暫時休憩します。</p>
職務代理	<p>それでは再開いたします。日程4、議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局に議案の説明を求めます。</p>

事務局	議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」農地の所有権移転について、つぎのとおり許可申請があったが、適当と認め許可するものとする。令和5年3月30日提出増毛町農業委員会会長。 【議案第11号説明】
職務代理	議案の説明が終了しましたので審議に入ります。何かご質問、意見があれば。
佐藤委員	どうして3人の共有地なのか？
事務局	どうして3人なのかは、私どもではわかりません。
職務代理	その他ご意見ございますか。 無ければ議案第11号について採決いたしますが、よろしいでしょうか。
各委員	【はい】の声
職務代理	それでは、議案第11号について採決いたします。賛成の方は、挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
職務代理	挙手多数。よって議案第11号については原案どおり可決されました。それでは、暫時休憩します。 【**委員】は議長席へお戻りください。
議長	再開します。日程5、議案第12号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について」事務局に説明を求めます。
事務局	議案第12号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について」このことについて、別紙のとおり合意解約の通知があったが、適当と認め許可するものとする。令和5年3月30日提出増毛町農業委員会会長。 【議案第12号説明】
議長	はい、事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かありませんか？
木谷委員	基盤整備終了後は、**さんがそのまま耕作するのか？
事務局	確認はしていませんが、そうなると思います。
議長	いいですか？
各委員	【はいの声】
議長	それでは議案第12号について採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって議案第12号については原案どおり可決されました。 日程6、議案第13号農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について」本議案につきましては【**委員】が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終

	<p>了まで退席願います。 暫時休憩します。</p> <p>再開します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第13号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について」このことについて、別紙のとおり合意解約の通知があったが、適当と認め許可するものとする。令和5年3月30日提出増毛町農業委員会会長。 【議案第13号説明】</p>
議長	<p>はい、事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見は、ありませんか？</p>
各委員	<p>【ありませんの声】</p>
議長	<p>それでは議案第13号について採決いたします。賛成の方は挙手願います。</p>
各委員	<p>【多数の挙手】</p>
議長	<p>挙手多数。よって議案第13号については原案どおり可決されました。 暫時休憩いたします。 **委員は席へお戻りください。</p>
	<p>再開します。日程7、議案第14号「増毛町農用地利用集積計画に対する意見について」先に、所有権2番から利用権23番まで事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第14号「増毛町農用地利用集積計画に対する意見について」令和5年3月22日町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による別紙農用地利用集積計画について同法第18条第1項の規定により意見を求められたので審議回答する。令和5年3月30日提出増毛町農業委員会会長。 【議案第14号所有権2番から利用権23番まで説明】</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見、ご質問ありませんか？</p>
佐藤委員	<p>**さんと**さんは、農家なのか？</p>
事務局	<p>**さんは元阿分の方で、**さんは留萌から通いで来ておりまして、両者とも農家です。</p>
議長	<p>他にありませんか？</p>
松倉委員	<p>17番は、**さんから****さんが借りていたはずだが。</p>
事務局	<p>今後耕作をしないということです。</p>
松倉委員	<p>合意解約が出ていないようだが。</p>
事務局	<p>明日で貸借期間の満了となり、更新しないということでしたので、**さんが借りることになりました。</p>

議長	<p>他にございませんか？</p> <p>よろしいですか？</p>
各委員	【はい】の声
議長	それでは所有権 2 番から利用権 2 3 について採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	<p>挙手多数、よって所有権 2 番から利用権 2 3 番については原案のとおり可決されました。次に利用権 2 4 番について審議いたしますが、【**委員】が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会法第 3 1 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>再開いたします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	【整理番号 2 4 説明】
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご質問、ご意見ありませんか？
各委員	【ありませんの声】
議長	いいですか？
各委員	【はい】の声
議長	それでは、利用権 2 4 番について採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	<p>挙手多数。よって利用権 2 4 番については原案どおり可決されました。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>【**委員】は席へお戻りください。</p> <p>再開します。次に、利用権 2 5 番について審議いたしますが【**委員】が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会法第 3 1 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。</p> <p>暫時休憩いたします</p> <p>それでは、再開します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	【整理番号 2 5 説明】
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご質問、ご意見ありませんか？

議長	いいですか？
各委員	【はい】の声
議長	それでは、利用権 24 番について採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって利用権 24 番については原案どおり可決されました。 暫時休憩し、**委員は席へお戻りください。
	再開致します。日程 8、議案第 15 号「農用地利用最適化推進委員について」事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 15 号「農用地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項ただし書きの規定により、農用地利用最適化推進委員を委嘱しないこととし、その旨、増毛町長へ通知するものとする。令和 5 年 3 月 30 日提出 【議案第 15 号説明】
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご質問、ご意見ありませんか？
各委員	【ありませんの声】
議長	いいですか？
各委員	【はい】の声
議長	それでは、議案第 15 号について採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって議案第 15 号については原案どおり可決されました。
議長	日程 9、その他、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	ありません。
議長	皆さんから何かありましたら、お願いします。
各委員	【ありませんの声】
各委員	いいですか？
議長	【はい】の声 本日の案件は全て終了いたしました。これで第 3 回増毛町農業委員会総会を終了します。ご苦労様でした。

閉会時刻 午後 2時10分

以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年3月30日

農業委員会会長 仙北清孝

議事録署名委員 大嶋紀之

議事録署名委員 松倉利幸